

訓令

埼玉県教育委員会訓令第2号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件に関する規程を次のように定める。

平成二十九年四月十八日

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

埼玉県教育委員会委員 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会教育長の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）第七条の規定に基づき、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件について定めるものとする。

(勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件)

第二条 教育長の勤務時間、職務に専念する義務の免除その他の勤務条件については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の適用を受ける職員の例による。

2 前項の場合において、任命権者が行うこととされている事項については、埼玉県教育委員会が行うものとする。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。